

- (イ) 前諸號ノ教育及他部ノ所掌以外ニ係ル教範類ノ制定改正ニ關スルコト
- (ロ) 前諸號及他部ノ所掌以外ニ係ル教育資料及教育年報等ノ編纂ニ關スルコト
- (ハ) 前諸號及他部ノ所掌以外ニ係ル外國軍事教育及内國部外教育ノ調査ニ關スルコト
- (ニ) 海軍各部教育ノ統一ニ關スルコト

第二部

- (一) 砲術、水雷術、通信術ノ教育ニ關スルコト
 - (二) 砲術學校、水雷學校ニ關スルコト
 - (三) 航空術、潜航術ニ關スルコト
 - (四) 前諸號ノ教育ニ係ル操式教範等ノ制定及改正ニ關スルコト
 - (五) 前諸號ニ係ル教育資料及教育年報等ノ編纂ニ關スルコト
 - (六) 前諸號ニ係ル外國軍事教育及内國部外教育ノ調査ニ關スルコト
- 第三部 (略)

第三項 海軍省教育局時代

大正十二年四月海軍教育本部ヲ廢シ海軍省ニ教育局ヲ設置セラル、教育局ノ内容要點次ノ如シ

一、海軍教育本部ヲ廢シ海軍省ニ教育局ヲ置ク

二、教育局ニ第一課第二課第三課ヲ置キ從來ノ教育本部ノ所掌事項(機關、醫務衛生、會計經理ニ關スル術科的教育ヲ除ク)ノ主要ナルモノ及實習ニ關スル事項ヲ掌ラシム

各課所掌概要左ノ如シ

五八

第一課 從來ノ教育本部第一所掌事項（醫務衛生、會計經理教育ヲ除ク）及第三部所掌事項（機關教育ヲ除ク）ノ主要事項

第二課 從來ノ教育本部第二部所掌事項（航空術教育ヲ除ク）ノ主要ナルモノ並ニ演習ニ關スル事項

第三課 航空術ニ關スル事項

本制度改正ノ理由トスルトコロ左ノ如シ

從來海軍省ノ外ニ海軍教育本部ヲ置キ海軍全般ノ軍事教育ニ關スルコトヲ規畫シ其ノ統一進歩ヲ圖リ且教育圖書ニ關スルコトヲ掌ラシメ其ノ長官ハ海軍大臣ニ隸屬セシメ海軍省内ノ軍務、機關、醫務、經理ノ各局ヲシテ軍事教育ノ實行ニ屬スルコトヲ掌理セシメタルモ此ノ組織ハ部局ノ分立重複ノ結果動モスレバ處務ノ不便ヲ來シタルコトアルニ由リ主務ニ從ヒテ所掌チ一ニシ以テ事務ノ簡捷ヲ期シ兼テ常面ノ必要ナル行政整理ノ趣旨ニ依リ規模ヲ縮小シテ經費ノ節減ヲ計ル爲今同海軍教育本部ヲ廢止シ其ノ事務ヲ總テ海軍省ニ併合シ新ニ省内ニ教育局ノ一局ヲ増設シ之ニ三課ヲ置キ教育ノ規畫ト實行トヲ分タス教育ノ統一及一般教育ニ關スル事項、兵學、航海術、運用術、砲術、水雷術、潛航術、通信術及航空術ノ教育ニ關スル事項、演習ニ關スル事項並ニ教育圖書ニ關スル事項ヲ掌理セシムルノ大局上有利ナルニ因ル

從來教育本部長ノ隸下ニ屬セシ諸學校ハ本改正ニ依リ夫々海軍大臣若クハ鎮守府司令長官ニ直屬スルコトトナレリ

爾來教育局ノ組織所掌ニ關シテハ諸他諸制度ノ變改ニ連レ多少ノ異動アリ昭和四年末ニ於ケル海軍省官制ノ示ストコロ左ノ如シ

- 一、教育局ニ第一課、第二課及第三課ヲ設ク
- 二、教育局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - (一) 教育ノ統一及一般教育ニ關スル事項
 - (二) 兵學、航海術及運用術ノ教育ニ關スル事項
 - (三) 教育圖書ニ關スル事項
 - (四) 教育局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 砲術、水雷術、潛航術、通信術ノ教育ニ關スル事項
 - (五) 教育局第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 機關術ノ教育ニ關スル事項

第二節 教育實施機關竝ニ教育制度

第一項 一般要旨及經過

帝國海軍ハ創設時代ヨリ夙ニ重キヲ教育訓練ニ置キ就中將校ノ養成ヲ以テ最モ急務ト認メ先ヅ第一着手トシテ明治二年九月海軍操練所ヲ創立シ將校ノ養成ヲ開始セリ而シテ海外ニ新智識ヲ求メシムル爲明治三年三月已ニ生徒ヲ英國軍艦ニ乗組マシムルアリ明治三年九月英海軍大尉「ホース」ヲ聘シ橫濱港ニ於テ龍驤艦内ニ砲術ノ操練ヲ爲サシメ各艦ノ將校下士卒ヲシテ之ヲ練習セシメ又各艦船ニ艦内教授役ヲ置キ普通學及武科ニ關スル下士卒ノ一般教育ヲ掌ラシメタリ當時少尉補ノ教育ハ各艦ニテ之ヲ行